

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和元年12月5日

京都市長 門川大作

京都市規則第61号

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例（令和元年11月13日京都市条例第30号）の施行期日は、令和元年12月6日とする。

（都市計画局都市景観部景観政策課）